

令和6年度

第210回宮城県都市計画審議会議案書

令和6年8月

宮城県都市計画審議会

目 次

1 報 告

第208回宮城県都市計画審議会議案の処理について ……………2

第209回宮城県都市計画審議会議案の処理について ……………2

2 議 案

議案第2407号

特殊建築物の敷地の位置について ……………3

議案第2408号

仙塩広域都市計画道路の変更について ……………7

第 2 0 8 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

(令和 6 年 3 月 2 1 日 開催)

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2397 号	仙台市	仙塩広域都市計画区域の変更について	令和 6 年 6 月 7 日 宮城県告示第 382 号
宮城県	第 2398 号	仙台市 ほか 10 市町村	仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	令和 6 年 6 月 7 日 宮城県告示第 383 号
宮城県	第 2399 号	富谷市	仙塩広域都市計画区域区分の変更について	令和 6 年 6 月 7 日 宮城県告示第 384 号

第 2 0 9 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

(令和 6 年 5 月 3 1 日 開催)

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第 2403 号	東松島市	石巻広域都市計画区域の変更について	令和 6 年 7 月 30 日 宮城県告示第 501 号
宮城県	第 2404 号	石巻市 東松島市	石巻広域都市計画区域区分の変更について	令和 6 年 7 月 30 日 宮城県告示第 502 号
宮城県	第 2405 号	気仙沼市	気仙沼都市計画区域の変更について	令和 6 年 7 月 23 日 宮城県告示第 482 号
宮城県	第 2406 号	気仙沼市	気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	令和 6 年 7 月 23 日 宮城県告示第 483 号

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

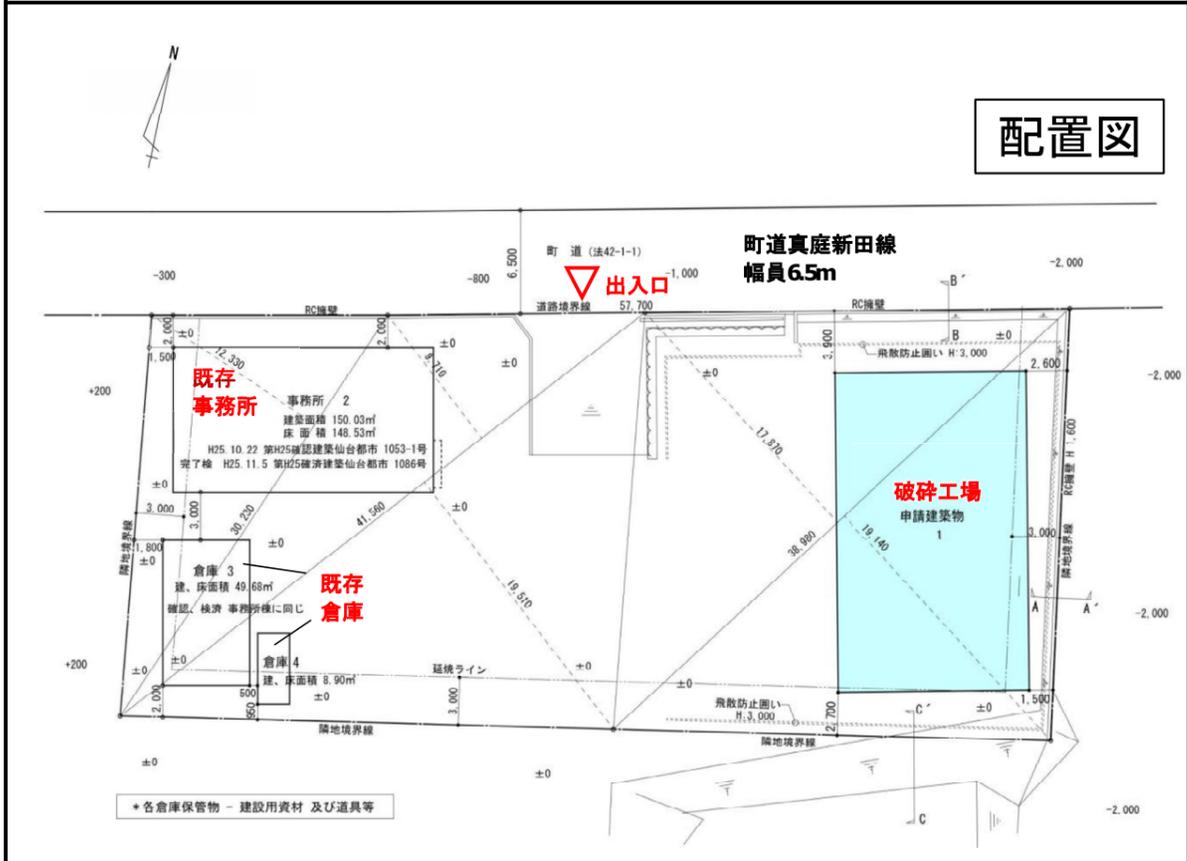
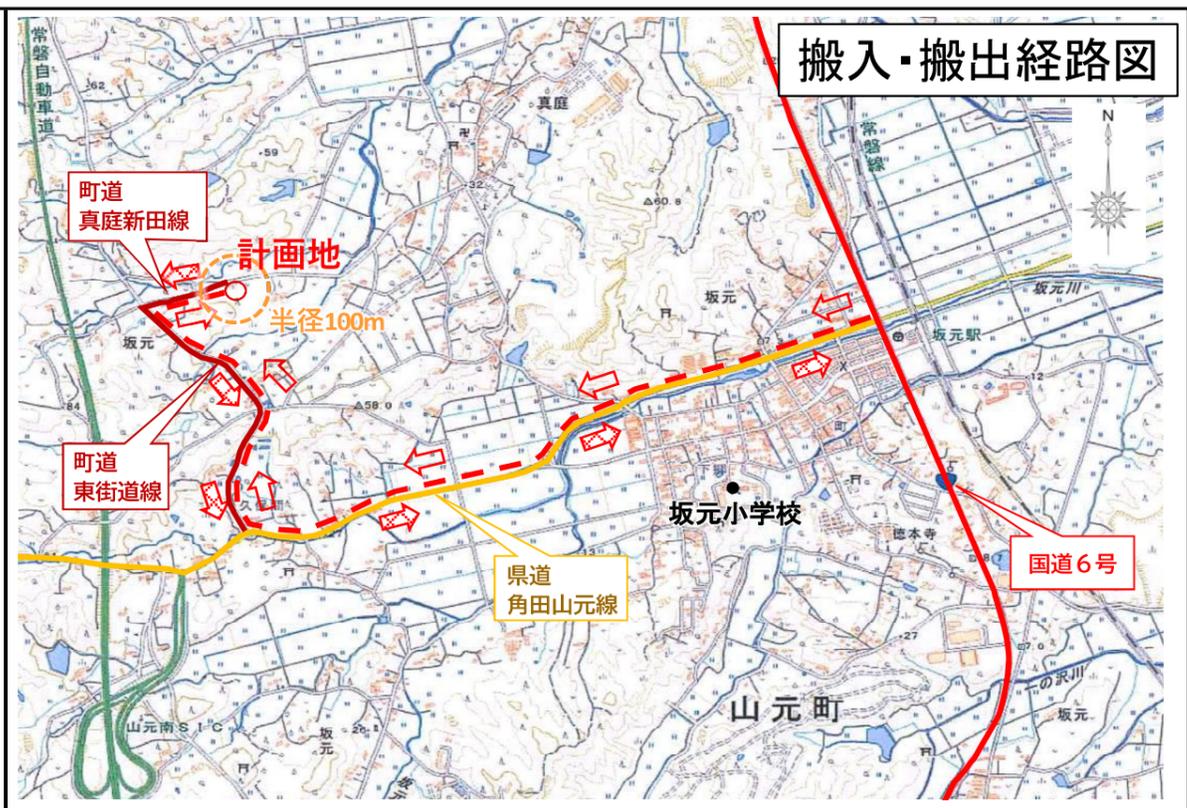
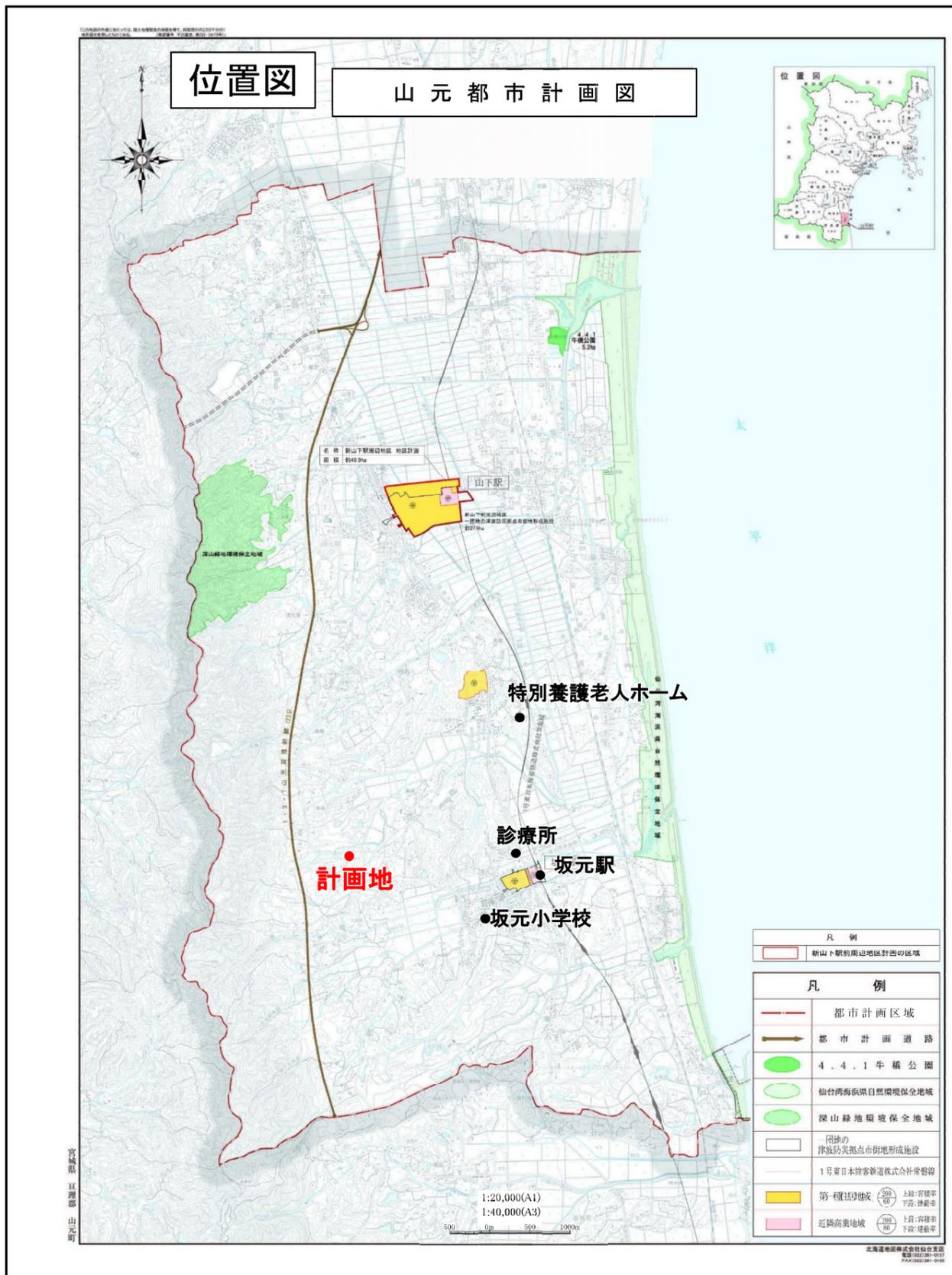
特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		三宅建設株式会社 破砕工場
建築主住所・氏名		巨理郡山元町真庭字南権現 1 1 4 三宅建設株式会社 代表取締役 三宅 幹彦
敷地	位置	巨理郡山元町真庭字南権現 1 1 4 番 1、1 1 4 番 2
	面積	1,514.88 m ²
	用途地域	指定なし
建築物	用途	産業廃棄物処理施設
	工事種別等	増築
	構造、規模等	<p>【増築】</p> <p>① 破砕工場（破砕処理） 鉄骨造 平屋建 延べ面積 240.00 m² 計 240.00 m²</p> <p>【既存】</p> <p>① 事務所（建設業の事務所を兼ねる） 鉄骨造 平屋建 延べ面積 148.53 m²</p> <p>② 倉庫（廃棄物処理施設としての使用なし。） 木造 平屋建 延べ面積 49.68 m²</p> <p>③ 倉庫（廃棄物処理施設としての使用なし。） C B 造 平屋建 延べ面積 8.90 m² 計 207.11 m²</p> <p style="text-align: right;">合計 447.11 m²</p>
処理施設	処理内容及び処理能力	<p>【産業廃棄物】</p> <p>木くず 72.8 t / 日</p>
	処理方法	破砕機による破砕

特殊建築物の敷地の位置について（山元町）



建築基準法第51条ただし書きの審査基準等チェックシート(処理施設)

申請者名 : 三宅建設株式会社 代表取締役 三宅 幹彦

審査項目	基準	判定	備考
立地場所	1 立地について総合計画等に基づく土地利用計画上支障ない旨の市町村長の意見が付されている	(適)・否	
	2 用途地域は工業地域又は工業専用地域である	適/否	
	3 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する	適/否	
	4 白地地域(都市計画区域内で用途地域の指定のない区域)の場合		
	①概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている	(適)・否	
	②住居系の用途地域から100m以上離れている	(適)・否	
	5 教育文化施設(学校、図書館等)から100m以上離れている	(適)・否	
6 医療施設(病院等)から100m以上離れている	(適)・否		
7 社会福祉施設(養護老人ホーム等)から100m以上離れている	(適)・否		
搬入搬出道路等	8 敷地の主たる搬出入口は、幅員6m以上の道路(都市計画法により開発許可が必要な場合はその技術的基準を満足するもの。)に面すること。ただし、交通上支障ないと認められる場合はこの限りでない。	(適)・否	
	9 主な幹線道路からの搬入搬出経路は、施設の規模及び交通量に応じて、十分な幅員を有するものであること。	(適)・否	
	10 主たる搬入搬出道路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道が設けられている場合など安全が確保できる場合はこの限りでない。	(適)・否	
環境対策	11 飛散防止対策をしている	(適)・否	
	12 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている	(適)・否	
	13 水質汚濁防止対策をしている (廃掃法第15条第3項) (環境基本法、水質汚濁防止法に基づく規制物質)	適/否	
	14 悪臭防止対策をしている (悪臭防止法、宮城県公害防止条例に基づく規制物質)	適/否	
住民説明会	15 住民説明会を実施している(条例14条、要綱7条)	(適)・否	

※「廃掃法」…産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 ※「条例」…産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(宮城県条例第151号)
 ※「要綱」…産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(宮城県告示第365号)

仙塩広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画道路の変更(宮城県決定)

仙塩広域都市計画道路1・4・4号松島幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地	延長	構形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
自動車専用道路	1・4・4	松島幹線	利府町春日字山下	松島町根廻字音無	利府町赤沼字砂押	約10,660m		4車線	20.5m		区域の一部変更
	構造形式の内訳		利府町春日字山下	利府町春日字袖沢	利府町春日字山下	約 420m	掘割式		20.5m	JR東北本線と立体交差	
			利府町赤沼字樽田	利府町赤沼字脇ノ田	利府町赤沼字砂押	約 660m	嵩上式		20.5m	幹線街路と立体交差1箇所	
						約9,580m	地表式		20.5m		
		利府町春日字山下地内で1・3・1号仙塩幹線に接続									
	なお、利府町赤沼字砂押、字脇ノ田、字放森及び字明ヶ沢地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。										終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口
	なお、松島町初原字山下、字原、 字日当、字黒ヶ沢、字金井神、字宮ノ入及び字的場 地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。										終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口
										松島町根廻字音無地内で1・3・6号松島幹線に接続	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

仙塩広域都市計画区域における円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るものである。

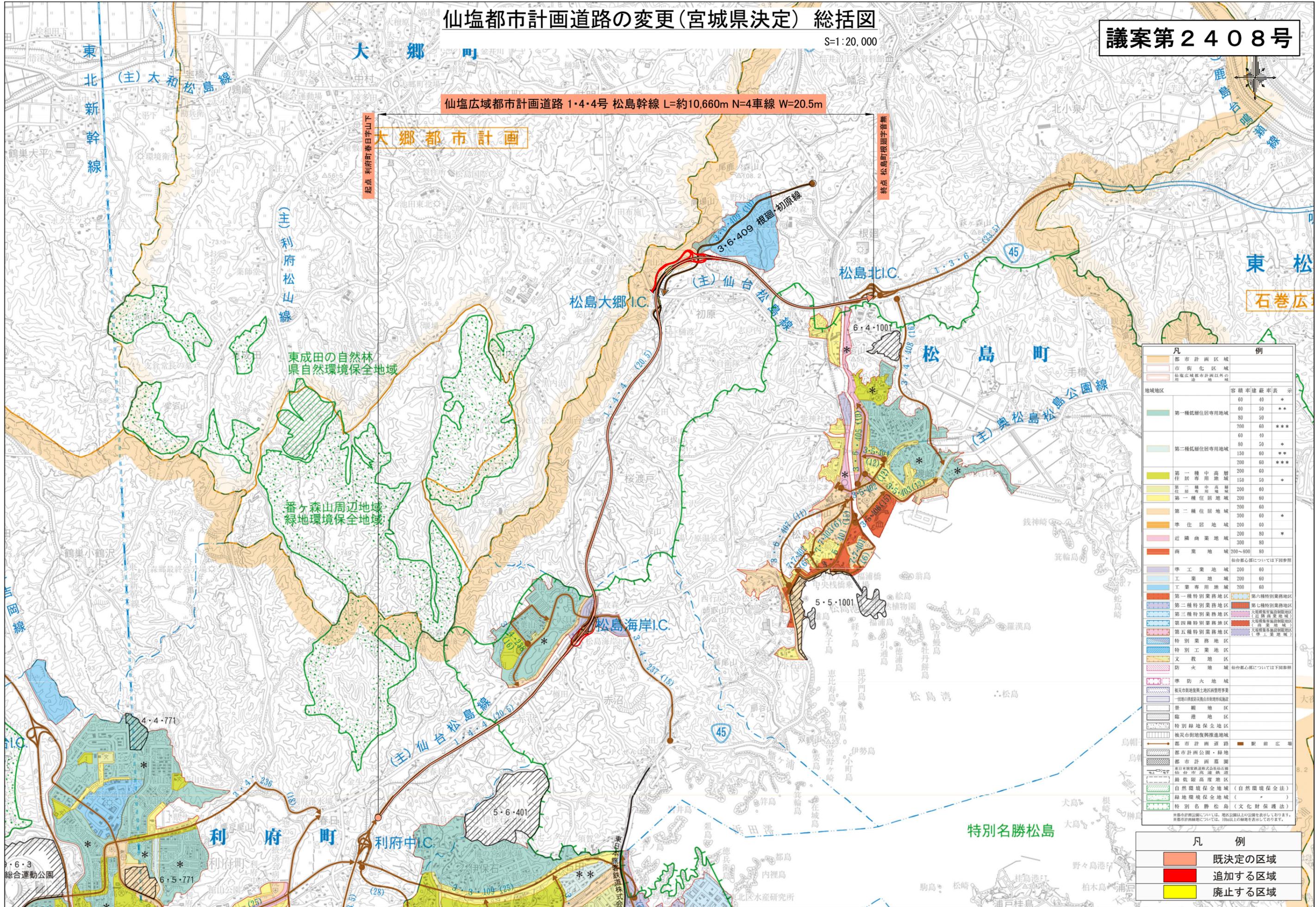
仙塩都市計画道路の変更(宮城県決定) 総括図

S=1:20,000

議案第2408号

仙塩広域都市計画道路 1・4・4号 松島幹線 L=約10,660m N=4車線 W=20.5m

大郷都市計画



凡	例
都市計画区域	
市街化区域	
仙塩広域都市計画以外の所	
地域地区	容積率 建築率 表示
第一種低層住居専用地域	60 40 *
	60 50 **
	80 50 ***
第二種低層住居専用地域	60 40 *
	80 50 **
	150 60 ***
	200 60 ***
第一種中高層住居専用地域	200 60 *
第一種中高層住居専用地域	150 50 *
第一種中高層住居専用地域	200 60 *
第一種住居地域	200 60 *
第二種住居地域	200 60 *
準住居地域	200 60 *
近隣商業地域	200 80 *
商業地域	300 80 *
商業地域	200~800 80 *
準工業地域	200 60 *
工業地域	200 60 *
工業専用地域	200 60 *
第一種特別業務地区	
第二種特別業務地区	
第三種特別業務地区	
第四種特別業務地区	
第五種特別業務地区	
特別業務地区	
文教地区	
防火地域	
準防火地域	
観光地区	
臨港地区	
特別緑地保全地区	
被災市街地復興推進地域	
都市計画道路	
都市計画公園・緑地	
都市計画墓園	
東日本旅客鉄道株式会社石巻松島支線	
踏切	
踏切高度地区	
自然環境保全地域 (自然環境保全法)	
緑地環境保全地域 ("	
特別名勝松島 (文化財保護法)	
既決定の区域	
追加する区域	
廃止する区域	